

第二管区海上保安本部公示第15号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年6月19日

第二管区海上保安本部長

山戸 義勝（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名称 秋田河川国道事務所
- (2) 住所 秋田県秋田市山王一丁目10-29

2 水路測量を実施する区域及び期間

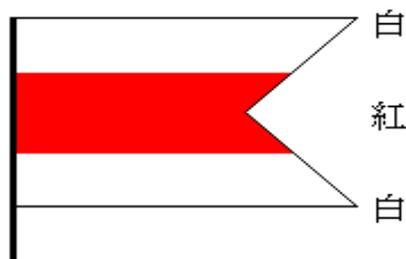
- (1) 区域 雄物川河口部（付図のとおり）
- (2) 期間 令和6年6月24日から
令和6年8月30日（内2日間）

3 水路測量の実施方法

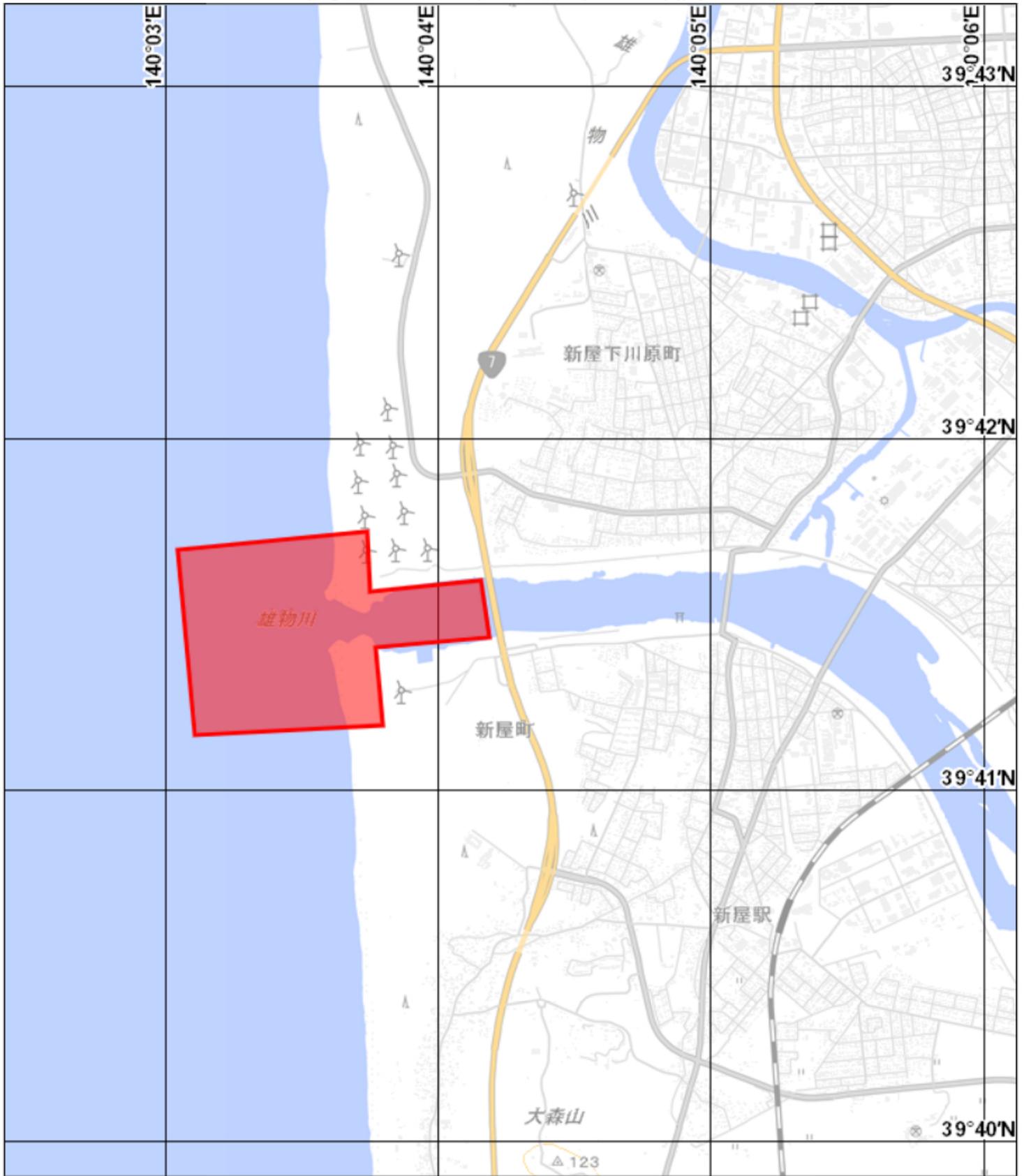
GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域 (雄物川河口部)



経緯度線